

## 都道府県 J-VER プログラム認証基準

本制度の普及を図るため、都道府県が都道府県 J-VER プログラム認証を受ける際の条件等を以下に規定する。

都道府県プログラムについて、本制度に整合していると認められるものを J-VER 認証委員会が認証し、都道府県 J-VER プログラム認証リストに掲載することをいう。

都道府県 J-VER は、オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会（以下「J-VER 認証委員会」という。）により認証・発行されるオフセット・クレジット（J-VER）と同列に J-VER 登録簿に登録されるものとする。

都道府県 J-VER プログラム認証を受ける主体が認証申請時点において満たすべき要件は、以下のとおりとする。

### （１）プログラム運営主体及び体制

- ① 本認証基準は、都道府県プログラムを対象とする。
- ② プログラム運営主体は、個別プロジェクトの審査・認証に足る専門性を有する第三者有識者から構成される審査委員会もしくはこれと同等の機能を有する機関を設置しており、当該審査委員会もしくは機関における審査結果については機密情報を除き公表すること。

### （２）本制度との整合性

都道府県プログラムにおけるプロジェクトにかかる申請・登録・検証・認証・登録簿の手続き及び制度文書が、本制度に整合していること。なお、個々の手続きについて確保すべき整合性について以下に示す。

#### ① 対象プロジェクト種類

都道府県プログラムにおける審査・認証の対象とするプロジェクト種類については、本制度におけるポジティブリスト・方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。ただし、本制度における適格性基準に加えて追加的要件を定めても差し支えない。また、本制度におけるポジティブリスト及び本制度における方法論の番号を利用することによりプロジェクト種類等を参照・明確化すること。

#### ② プロジェクトの申請・審査・登録

ア) プロジェクトの申請書の様式には、本制度の申請書において要求されている情報を

含むこと。

- イ) プログラム運営主体又は当該主体が指定する機関において、プロジェクトの審査を行い、審査報告書を（１）に定める審査委員会もしくは機関において審議し、登録の可否を決定すること。当該審査にあたっては、本制度の各種規定及び JIS Q 14064-3 における要求事項に則り、審査すること。

### ③ プロジェクトのモニタリング・検証・認証

- ア) プロジェクト事業者が温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定を行うにあたっては、本制度上の対象プロジェクト種類に関する方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。
- イ) プロジェクト事業者が作成するモニタリング報告書については、本制度において登録された検証機関が、本制度のモニタリング報告書の検証のためのガイドラインに則して検証を行うこと。ただし、当該検証機関が満たすべき要件について J-VER 認証委員会が例外的措置を規定する場合には、当該措置を適用すること。
- ウ) モニタリング報告書及び検証報告書を（１）に定める審査委員会もしくは機関において審議し、認証する排出削減・吸収量を決定すること。

### ④ クレジットの発行・登録・管理

- ア) プログラム運営主体がエネルギー削減量や再生可能エネルギー量、森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等を発行する場合には、都道府県 J-VER とのダブルカウントを防止するための措置として、当該証書発行もしくは都道府県 J-VER 化を選択可能とするための措置を講じること。
- イ) プログラム運営主体が森林管理プロジェクト由来の都道府県 J-VER を J-VER 登録簿に登録する場合には、J-VER 登録簿上に開設する「都道府県 J-VER バッファ管理口座」に確保すべき量としてプログラム運営主体が定めた一定量の都道府県 J-VER を当該都道府県 J-VER バッファ管理口座に確保するための措置を、プログラム運営主体が講じること。

## (3) 基本文書の制定・変更への対応

本制度の実施規則等の基本文書が制定・変更された場合、プログラム運営主体は、当該制定・変更に対応した措置を講じる体制を構築し、本制度事務局（認証センター）に報告すること。

(別紙)

都道府県 J-VER プログラム認証された都道府県が行う事業から生じる都道府県 J-VER 登録スキーム 図 (例)

